

別記様式 1

明 細 書

作成日：令和 3 年 6 月 1 日

更新日：令和 5 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒441-8124）^{アイチケン トヨハシシノヨリチョウアサニシカ}愛知県豊橋市野依町字西川5

名称（フリガナ）：^{トヨハシノウキョウキョウトウキョウミアイ}豊橋農業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 伊藤 友之

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-toyohashi.com>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（冬瓜）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：豊橋なんぶとうがん（トヨハシナンブトウガン）、
Toyohashi Nambu Tougan

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：愛知県豊橋市

5 農林水産物等の特性

「豊橋なんぶとうがん」は、着色ムラが少なく、光沢のある鮮やかな外観を有する冬瓜である。

一般的な冬瓜は、果実表面の表・裏面で着色の状態が異なることが多いが、「豊橋なんぶとうがん」は、収穫後一時保管し、果実表面を全体的に着色させてから、磨き、選別・出荷する生産方法のため、光沢、色、形状等の品質のバラつきが少ない。

また、生産者のツルの仕立てや灌水等の高い栽培技術と出荷管理により、長期出荷が可能となり、冬瓜生産量が全国 2 位の愛知県の中でも約 6 割の生産量を誇る。

市場関係者からは、着色にムラがなく、傷が少ないため、量販店等でのカット販売時にロスが少ないことが高く評価されている。

さらに、外観が綺麗であることから彫刻（カービング）を施した飾り物としての需要や、料理の器として使用する需要もあり、他産地と比べて 1 割～3 割程度高値で取引されている。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

豊橋農業協同組合（以下「組合」という。）の生産組織である南部琉球冬瓜同好会（以下「同好会」という。）役員が生産地の風土に適した個体を選抜育種し、保有する品種「NRT-101」「NRT-102」を指定品種として用いる。

指定品種のほか、生産地域の栽培適性等を踏まえ組合が選定する品種を用いることができる。

(2) 栽培・出荷調整の方法

ア 生産地内において、ハウス栽培または、トンネル露地栽培を行う。

イ 果実表面のキズや土壌からの病害を軽減するため、1玉ごとに保護マット（緩衝資材）を使用して栽培を行う。

ウ 果実表面の産毛や汚れを落とし、光沢を出すため、収穫した果実は冬瓜磨き機を利用する等して、1玉ごと磨きをかける。

(3) 出荷規格

収穫後一時保管し、「出荷規格表」に基づき、果実表面を全体的に着色させ、着色ムラの少ないもの、キズ等の損傷が著しくないものを出荷する。

(4) 最終製品としての形態

「豊橋なんぶとうがん」の最終製品としての形態は、青果（冬瓜）である。

7 農林水産物等の特性が生産地に主として帰せられるものであること理由

豊橋市は愛知県の東南部、名古屋市から約70kmの距離に位置し、地形は概ね平坦で、河川は東三河を貫流する豊川を始め中小河川が東西に流れ三河湾に注いでいる。

気候は、南方を太平洋の暖流が流れ、露地栽培の定植から収穫にあたる4～9月の月平均気温22.3℃、月平均降水量168.8mm、月平均日照時間186.4時間と比較的温暖な冬瓜栽培に適した地域である。

また、昭和43年の豊川用水全面通水によって豊かな水を活かし、全国でも有数の園芸地帯へと大きく発展し、昭和62年からは灌水管理が重要な冬瓜栽培が本格化した。

平成2年に冬瓜の成長期に敷く保護マット（緩衝資材）の利用を始めた。平成3年には冬瓜磨き機の試験導入が始まり、生産の省力化に大きく貢献した。

栽培当初から、市場評価の獲得と生産安定化を目指し、出荷規格、栽培技術、販売戦略などの検討を重ね、栽培暦を作成し栽培技術の情報共有を行い、収穫後の一時保管で着色ムラを防ぎ、生育状況に合わせた目揃いを年複数回開催するなど、厳しい出荷規格を徹底してきたことにより、取引先から高い信頼を得ている。

8 農林水産物等が生産地において生産されてきた実績

昭和50年代後半、西瓜・メロン栽培が多いなか、旧豊橋市南部農協管内の大崎地域を中心に在来種の冬瓜が栽培されるようになり、取引先から「在来種より見栄えが良く、販売優位性の高い“琉球種”」を紹介されて生産したのが始まりである。その後、生産地の風土に適した個体の選別と品種統一を図り、昭和62年、生産者25名により同好会が発足した。

品質への追求とあわせ、認知度向上と消費拡大にも努め、テレビや情報誌でのPR、地元の野菜

ソムリエや小学校・調理師専門学校と連携した食農教育など、様々な活動に取り組んでいる。

また、令和元年度には、日本野菜ソムリエサミットへの出品、取引先や消費者向けに品質アンケートを行い、「豊橋なんぶとうがん」に対する客観的な評価を把握するよう努めている。

平成31年時点、農家戸数は25戸で、京浜、中京、京阪神地区を中心に897 tを出荷している。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用权】

- ☐ 専用使用权は設定されている。
専用使用权者の氏名又は名称：
専用使用权者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用权は設定されていない。

10 連絡先

